

鹿沼市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年12月21日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

1 監査の種類

財政援助団体監査

2 監査の期日、場所

令和3年8月24日 仮庁舎2階 大会議室

3 監査の対象団体

(1) 公益社団法人 鹿沼市勤労者福祉共済会

(2) 鹿沼市国際交流協会

4 監査事項

令和2年度に交付した下記補助金についての出納その他の事務の執行状況

対象団体	補助金等の名称	補助金額
公益社団法人 鹿沼市勤労者福祉共済会	鹿沼市勤労者福祉共済会補助金	9,700,000円
鹿沼市国際交流協会	国際化推進事業補助金	10,217,000円

5 監査の方法

監査にあたっては監査資料及び関係諸帳簿との照合・確認を行った上で、関係職員から事実関係を聴取し、適正かつ効率的な事務処理が実施されているか監査した。

## 6 補助対象事業の概要

### (1) 公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会

平成2年発足し、平成24年4月1日公益財団法人設立した。中小企業勤労者や、事業主及び家族に対する福利厚生と福祉向上の充実を図るため、各種共催事業を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の中止を余儀なくされたが、それにかわり、健康補助品配布事業を増額するなど会員に寄り添う事業へと転換を図った。

なお、補助対象事業費は27,570,359円であり、補助金の割合は35.2%である。

### (2) 鹿沼市国際交流協会

平成元年に設立し、外国人を同じ市民として受け入れ、人と人とのつながりを大切にし、安心して暮らせるまちづくりを目指している。

令和2年度は同様に新型コロナウイルス感染症拡大により、ワールドフェスティバル、各種教室の中止を余儀なくされた。

なお、補助対象事業費は21,265,000円であり、補助金の割合は50.5%である。

## 7 監査の着眼点

所管部局において、補助金の決定、交付目的、対象事業、実績報告、指導監督が適切に行われているか

団体において補助金交付申請、計画、出納関係帳票、精算報告は適正に行われているか

## 8 監査の結果

補助金に関する予算の執行状況及び事務処理はその目的に沿って行われており、また経理事務については適正に処理されたものと認められた。指摘事項及び意見については、下記に記載する。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

## 9 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項 指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

ア 公益社団法人 鹿沼市勤労者福祉共済会

補助金額を上回る定期預金を保有している。この預金の今後の取扱いについては、適正に処置されるよう望む。

イ 鹿沼市国際交流協会

新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞しているが、国際交流、多文化共生のため、適正に予算を執行されるよう望む。